

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合の事業計画（第4回変更）認可について、土地
区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき申請されたので、
同法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により事業計画を公衆の
縦覧に供し、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次の
とおり公告する。

なお、当該事業計画における都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある
利害関係者は、令和7年12月5日から令和8年1月9日までの期間内に所沢市長に意見
書を提出することができる。

令和7年12月5日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 縦覧期間

令和7年12月5日（金）から令和7年12月19日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を含む）

2 縦覧場所

所沢市役所 高層棟5階 市街地整備課

3 問い合わせ

市街地整備課（電話：04-2998-9208）

三ヶ島工業団地周辺土地区画整理組合の事業計画（第2回変更）認可について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき申請されたので、同法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供し、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次のとおり公告する。

なお、当該事業計画における都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和7年12月5日から令和8年1月9日までの期間内に所沢市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 縦覧期間

令和7年12月5日（金）から令和7年12月19日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を含む）

2 縦覧場所

所沢市役所 高層棟5階 市街地整備課

3 問い合わせ

市街地整備課（電話：04-2998-9208）

令和7年12月5日

保管した簡易違反広告物に関する公示

屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、除却した広告物又は掲出物件を保管していますので、同法第 8 条第 2 項の規定によりその保管物件を下記のとおり公示します。

返還の申し出をする場合は、本人を確認できる書面、当該屋外広告物の所有者等であることを証する書面及び印鑑をご持参のうえ、「所沢市役所低層棟 2 階道路維持課」に来庁し、返還を受けてください。

公示の日から 2 日を経過してもなお返還の申し出がない場合は、屋外広告物法第 8 条第 3 項又は第 4 項の規定により売却又は廃棄することがあります。また、公示の日から 6 箇月を経過してもなお返還の申し出がないときは、当該屋外広告物の所有権は、所沢市に帰属します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

保管の場所		所沢市大字上安松1167番地(所沢陸橋下倉庫)				
整理番号	名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	摘要
071125	はり札	30	上新井2丁目23番地他	令和7年11月25日 9:15~13:45	令和7年11月25日	
	立看板	4	上新井2丁目23番地他	令和7年11月25日 9:15~13:45	令和7年11月25日	
071126	はり札	65	上安松1405番地他	令和7年11月26日 9:09~15:00	令和7年11月26日	
	立看板	15	上安松1405番地他	令和7年11月26日 9:09~15:00	令和7年11月26日	
071127	はり札	85	山口499番地他	令和7年11月27日 9:17~14:46	令和7年11月27日	
	立看板	10	山口499番地他	令和7年11月27日 9:17~14:46	令和7年11月27日	

所沢市告示 第553号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年12月5日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年12月4日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 10台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、撤去、保管した自転車について、以下のとおり告示する。
 なお、利用者等が引き取らない保管自転車は、同条第3項の規定に基づき返還期日をもって処分する。

令和7年12月5日

所沢市長 小野塚 勝 俊

1. 保管自転車台数 12 台
2. 返還場所 喜多町自転車駐車場内保管場所(所沢市喜多町2番12号)
3. 返還期限 令和8年1月19日 (告示期間終了後30日間)
4. 問い合わせ先 所沢市市民部防犯交通安全課
電話 04-2998-9140

No.	管理番号	撤去日	撤去場所	色	車種	車体番号	備 考
1	447	11月10日	航空公園駅(東口)	紺	普	TM1L14666	
2	448	11月13日	航空公園駅(東口)	赤	ス	24GW047018	
3	2067	11月13日	牛沼606-8	黒	ス	J2010243620	
4	1054	11月13日	新所沢駅西口第4自転車駐車場	茶	電	B8C66223	
5	1055	11月13日	新所沢駅西口第4自転車駐車場	白	折	2313503	
6	1057	11月13日	新所沢駅西口第4自転車駐車場	シルバー	電	B5K38698	
7	18	11月13日	狭山ヶ丘駅(西口)	黄	軽	T0IZ03376	
8	1058	11月19日	新所沢駅東口第1自転車駐車場	茶	電	G186G50900	兵庫県100H036385
9	1059	11月25日	喜多町自転車駐車場	緑	軽	STWDJ05262	
10	6	11月25日	狭山ヶ丘駅(東口)	ピンク	普	B0F01873	
11	1063	11月25日	西所沢駅第3自転車駐車場	緑	折	XB50415163	
12	778	11月28日	新所沢駅(西口)	白	折	VK240400102	25.12小手指駅北口第3自転車駐車場H-565

※ 例: 普→普通車、軽→軽快車(普通車ギア付き)、折→折りたたみ、電→電動自転車、ス→スポーツ、子→子供用
 喜多町→喜多町自転車駐車場内保管場所、北野→北野自転車保管場所